

議案第2号

地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項、同条第11項、第5条第1項、同条第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項により、平成29年3月2日に選挙人名簿に登録された者の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年3月2日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 長 坂 久

記

1	50分の1の数	297人
2	6分の1の数	2,471人
3	3分の1の数	4,941人